

資料5

共同会議における検討スケジュール（案）

1. 検討スケジュールに関する基本的考え方

- (1) 資料3の「検討対象の範囲」及び資料4の「問題が指摘されている主な事項」に係る検討事項については、別添の検討課題と優先順位に従い、順次検討・点検を進める。
- (2) ただし、表示基準をさみだれ式に改正することは、消費者、事業者双方に混乱を招くおそれがあることから、上記の検討課題について、当面の検討・点検が終了するまでの間は、
 - ① おおむね3ヶ月ごとに、それまでの検討事項に関する改正の方向性の取りまとめを行う。
 - ② おおむね半年又は1年ごとに、それまでに取りまとめた改正の方向性（すなわち、①の2回分又は4回分）を受けた省令又は告示の改正案について審議を行う。なお、上記検討・点検終了後も、表示基準の改正がさみだれ式に行われないよう配慮する。

※ただし、農産物（加工品は含まない）の遺伝子組換え表示については、食品としての安全性が新たに認められた時点で速やかに市場流通商品に対応する必要があることから、直近の共同会議で省令又は告示の改正案の審議を行う。

(別添) 検討課題とその優先順位 (案)

1. 早急に検討し、結論を得る項目

分類の考え方	具体的検討項目の例
以下の <u>全て</u> を満たすもの。 ① 義務表示に関するもの ② 両法に共通する事項 ③ 両法で整合性がなく、整合性を図る必要があると指摘されているもの ④ 早急な改善が必要なもの	3. 加工食品の表示について (3) 期限表示について ①品質保持期限・賞味期限 ②消費期限

2. 早急に検討に着手する項目

分類の考え方	具体的検討項目の例
<u>義務表示に関するものであって、かつ、以下のいずれかに該当するもの。</u> ① 両法共通事項 両法で整合性がなく、整合性を図る必要があると指摘されているもの ② 固有事項 今後具体的な検討を行うにあたり、その前提となる基本的考え方の整理が必要なもの	1. 表示全般 (1) 製造、加工等の定義 (2) 表示義務のかかる範囲 ①表示免除の考え方 3. 加工食品 (5) 原料原産地表示 (表示対象品目の考え方) 6. 個別食品の品質表示基準の見直し (横断品表への統合の是非)

3. 1, 2に引き続いて検討する項目

分類の考え方	具体的検討項目の例
現行の個別の義務表示事項で、1, 2以外のもの。	2. 生鮮食品 （1）名称 （2）原産地表示 3. 加工食品 （1）名称 （2）添加物 （4）製造所固有記号 （5）原料原産地表示（表示対象品目の見直し） 4. 遺伝子組換え食品の表示（高オレイン酸大豆の取扱い等） 5. アレルギー物質を含む食品の表示（表示対象品目の見直し等）

4. 1～3の検討順とは関係なく検討する項目

分類の考え方	具体的検討項目の例
定期的に検討するもの 速やかな検討が不可欠なもの	4. 遺伝子組換え食品の表示（表示対象品目の定期見直し）（毎年度） // （農産物の追加）（随時）

5. 中期的に検討する項目

分類の考え方	具体的検討項目の例
その他（義務表示対象事業者の新たな拡大、新たな義務表示項目の追加、任意表示に関するもの等）	1. 表示全般 （2）表示義務のかかる範囲 ②表示対象の見直し （3）表示方法